子育て世帯の賃貸住宅への転居を応援します!

墨田区民間賃貸住宅転居·転入支援制度

-未就学のお子様がいる子育て世帯へ **最大 3 6 万円助成**

助成金額

平成30年

4月24-

仲介手数料

12万円 (上限)

礼金

12万円 (上限)

引越し費用

12万円 (上限)







区内居住の子育て世帯や区外から区 内居住の親世帯と同居・近居するた めに転入する子育て世帯が、区内の 民間賃貸住宅に転居する場合に、区 内での居住継続や転入促進を図るこ とを目的として、転居費用の一部を 助成します。

お問い合わせ

墨田区 都市計画部 住宅課 ②:03-5608-6215 (直通)

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

http://www.city.sumida.lg.jp/

☆ 申込が出来る方

■ 区内の住宅から区内の民間賃貸住宅に転居する子育て世帯(未就学の子どもがいる世帯)や、新たに親世帯と同居又は近居(親世帯の住宅から1km以内)するために、区内の民間賃貸住宅へ転入する子育て世帯が対象となります。詳細な要件等は、ホームページでご確認いただくか、住宅課へお問い合わせください。

主な要件	共通の要件	●平成30年4月1日以降に転居又は転入すること●住民税を滞納していないこと など		
	区外から転入 する際の要件	●親世帯と同居又は近居すること●親世帯が交付申請時点において3年以上引き続き区内に住所を有し、現に居住していること など		

対象 住宅

- ●月額家賃が10万円以上であること
- ●助成金の交付申請時点において、世帯人数に応じた最低居住面積水準[※]以上の住戸専有面積の 住宅であること など
- ※最低居住面積水準:国が規定する、世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可 欠な住宅の面積に関する基準

最低居住面積水準の基準(2人以上の世帯)

計算式:10 m×世帯人数+10 m

注1 世帯人数は3歳未満:0.25人、3歳以上6歳未満:0.5人、6歳以上10歳未満:0.75人と換算

注2 世帯人数(注1適用後)が4人を超える場合は、計算式で算出した後5%を控除する

計算例:大人2人、子ども2人(3歳・7歳)の場合 10㎡×(2+0.5+0.75)+10㎡=42.5㎡

☆ 申請方法

■ 転居・転入後、原則3か月以内に申請書に必要書類を添えて、郵送又は住宅課窓口へ直接提出してください。※予算の上限に達した場合、申請は受け付けられませんのでご了承ください。

↑ 申請書類

共通(の甲	請	書類	Į
-----	----	---	----	---

民間賃貸住宅転居費助成金申請書(第1号様式)
転居後の子育て世帯全員の住民票
助成金の対象となる費用(仲介手数料・礼金・引越し費用)を支出したことが分かる領収書等
転居又は転入した民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
子育て世帯全員(申請日時点において、18歳未満の者を除く。)の前年度の住民税の納税証明書又は
非課税証明書
誓約書(第2号様式)

区外から転入する際には以下の申請書類も必要です

同居又は近居する住宅の位置図
近居の場合は、親世帯の住宅の位置及び子育て世帯の住宅からの距離が分かる位置図
親世帯全員の住民票(続柄入り)
親世帯との親子関係が証明できる戸籍全部事項証明書
親世帯全員(申請日時点において、18歳未満の者を除く。)の前年度の住民税の納税証明書又は非課
H-Tn=

*様式はホームページでダウンロードできます。また、住宅課窓口でも配布しています。

☆ そ の 他

■ 助成金は税法上の一時所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。申請等の詳細につきましては、管轄の税務署にご確認願います。